

# 償却資産 申告の手引き

## 交野市役所 税務室固定資産税係 [令和7年度版]

### 1. 償却資産とは

会社や個人で工場や商店などを経営している方や、駐車場やアパートなどを貸し付けている方が、その事業のために用いている構築物・機械・備品等の資産を償却資産といい、土地や家屋と同じように固定資産税が課税されます。

### 2. 償却資産の申告とは

交野市内において事業用の償却資産を所有している方は、地方税法 383 条の規定により、毎年 1 月 1 日現在の所有状況を交野市まで申告しなければなりません。

なお、資産を所有していない方も、資産がない旨の申告をしていただく必要があります。

### 3. 申告が必要な資産とは

土地・家屋以外の事業の用に供することができる資産で、所得税法又は法人税法の規定による所得の計算上、減価償却費として必要経費又は損金に算入されるものは申告が必要です。次のような資産も 1 月 1 日現在、事業の用に供することができる状態であれば申告が必要です。

- ◆ 償却済資産（既に耐用年数を経過した資産で事業に使用しているもの）
- ◆ 租税特別措置法に基づく「中小企業者等の少額資産の特例（取得価額 30 万円未満の減価償却資産を損金に算入できる措置）」を適用して即時償却した資産
- ◆ 建設仮勘定の資産、簿外資産、遊休又は未稼働の資産、改良費（本体と区別して申告）
- ◆ 決算期以後に取得された資産でまだ資産勘定に計上されていない資産
- ◆ リース資産（借用資産）で、契約の内容が割賦販売と同様である資産（リース期間満了と同時に資産が回収される場合は、貸主が申告する必要があります）

### 4. 申告の対象とならない資産とは

次のような資産は、申告の対象となりません。

- ◆ 自動車税・軽自動車税が課される車両
- ◆ 使用可能期間 1 年未満又はその取得価額が 10 万円未満で、一時に損金算入したもの
- ◆ 取得価格が 20 万円未満で、3 年間で一括償却した資産
- ◆ 棚卸資産（商品・貯蔵品等）、繰延資産（創業費・開発費等）、無形固定資産（特許権、営業権、ソフトウェア等）
- ◆ 法人税法第 64 条の 2 第 1 項、所得税法第 67 条の 2 第 1 項に規定するリース資産で、取得価額が 20 万円未満のもの

# 5. 申告書の記載について

記入例にしたがい、記入してください。

地方税法施行規則の改正により、新たにマイナンバーの記載欄が設置されましたので、平成28年度分より一律、マイナンバーの記載をお願いしております。なお、記載が無い場合でも、申告自体を無効とする取り扱いとはいたしません。

第二十六号様式 令和7年1月25日 受付印 交野市長様

### 償却資産申告書（償却資産課税台帳）

※所有者コード

1 住所	〒576-1234	3 個人番号又は法人番号		8 短縮耐用年数承認の有無	有(無)
2 氏名	株式会社 交野印刷 代表取締役 交野 太郎	4 事業種目(資本等の金額)	印刷業 (10百万円)	9 増加償却の届出の有無	有(無)
5 事業開始年月	昭和58年4月	6 この申告に回答する者の係及び氏名	経理課 私市 花子 (電話 072-123-4567)	10 非課税該当資産の有無	有(無)
7 税理士等の氏名	星田 倉治 (電話 072-456-7890)	11 課税標準の特例の有無		12 特別償却又は圧縮記帳の有無	有(無)
13 青色申告の有無		14 青色申告の有無		15 課税標準の特例の有無	有(無)

資産の種類	前年取得したもの(イ)	前年中に減少したもの(ロ)	前年中に取得したもの(ハ)	計(イ)-(ロ)+(ハ)	備考
1 構築物	2,600,000			2,600,000	固定資産税の評価上において、特別償却・圧縮記帳は認められておりません。
2 機械及び装置	12,841,000	2,256,000	3,486,000	14,071,000	
3 船舶					
4 航空機					
5 車両及び運搬具					
6 工具・器具及び備品	6,244,300	884,800	1,182,100	6,541,600	
7 合計	21,685,300	3,140,800	4,668,100	23,212,600	

17 事業所用家屋の所有区分: 自己所有・借家  
18 備考(添付書類等):

資産の増減があった場合、種類別明細書に記載した金額の各種合計を、それぞれ記入してください。

(ホ)~(ト)は、記入の必要はありません。ただし、自社の電算処理により全資産申告を行う場合は、記入が必要です。

備考には、所有者住所・氏名等の変更があった場合の詳細、その他参考となる事項を記入してください。なお、前年度から資産の増減がなかった場合は「資産増減なし」、該当する資産を所有されていない場合は「該当資産なし」と記入してください。

令和7年度 資産の名称及び型番等を記入してください。

行番号	資産の種類	資産コード	資産の名称等	数量	取得年月	耐用年数	減価残存率	価額	課税標準の特例	課税標準額	増加事由	摘要
01	2		オフセット印刷機	1	3/61/2	10	0.0	3,486,000			2-3-4	
02	6		テレビ(SOMY-BM8048)	1	4/31/4	5	0.0	228,000			2-3-4	
03	6		応接セット一式	1	5/1/5	8	0.0	628,500			2-3-4	
04	6		ノートパソコン(FMB57002XL)	2	5/6/9	4	0.0	325,600			2-3-4	
05							0.0				1-2	
06			1. 構築物(建物付属設備)				0.0				1-2	
07			2. 機械及び装置				0.0				3-4	
08			3. 船舶				0.0				3-4	
09			4. 航空機				0.0				1-2	
10			5. 車両及び運搬具				0.0				3-4	
11			6. 工具、器具及び備品				0.0				3-4	
12							0.0				1-2	
13							0.0				3-4	
14							0.0				3-4	
15							0.0				1-2	
小計				5				4,668,100				

取得価額とは、資産を取得するために支出した金額をいいます(付帯費用含む)。なお、固定資産税では、圧縮記帳は認められておりませんので、実際の取得価額を記載してください。

耐用年数には、耐用年数省令別表第1、別表第2、別表第5、別表第6に定める年数を記入してください。

摘要には、課税標準の特例適用条項、耐用年数の変更があった場合にはその旨、その他参考となる事項を記入してください。

注意 「取得年月の年号」の欄は、昭和は3、平成は4、令和は5を記入してください。  
注意 「増加事由」の欄は、1 新品取得、2 中古品取得、3 移動による受入れ、4 その他 のいずれかに○印を付けてください。

所有者コード		種類別明細書（減少資産用）										所有者名					
												株式会社 交野印刷					
資産の種類 行番号	抹消コード	資産の名称等	数量	取得年月			取得価額	耐用年数	申告年数	減少の事由及び区分				摘要			
				年号	年	月				1売却 3移動	2減失 4その他	1全部 2一部					
01	2	0017	製本用機械	1	4	16	8	1,280,000	7	17	1	2	3	4	1	2	
02	2	0028	デジタル印刷機	1	4	19	4	976,000	4	20	1	2	3	4	1	2	
03	6	0008	応接セット一式	1	4	9	11	628,000	8	10	1	2	3	4	1	2	
04	6	0024	パソコン (NEB-1438FV)	1	4	18	3	256,800	4	19	1	2	3	4	1	2	
05											1	2	3	4	1	2	
06											1	2	3	4	1	2	
07																	
08																	
09																	
10																	
11																	
12																	
13																	
14																	
15																	
16																	
17																	
18																	
19																	
20																	
小計				4				3,140,800									

第二十六号様式別表二

抹消コードには、本市が作成した「償却資産細目一覧表」に記載されている「資産番号」を、記入してください。

申告年度には、当該資産を最初に申告した年度を記入してください。

資産の一部が減少した場合は、当該資産の減少した部分に対応する取得価額を記入してください。

摘要には、当該資産が減少した事由についての詳細、その他参考となる事項を記入してください。資産の一部が減少した場合は、「当初取得価額 100 万円(数量5)のうち 40 万円(数量2)分減少」等と記入してください。

### 6. 評価額の算出方法

申告していただいた資産を、旧定率法により 1 件ずつ計算し、評価額を算出します。

前年中に取得のもの	取得価額 × 前年中取得のものの減価残存率 = 評価額
前年前に取得のもの	前年度評価額 × 前年前取得のものの減価残存率 = 評価額

※国税と異なり、前年中取得資産は半年償却、評価額の最低限度は取得価額の 5% となります。

#### (参考) 減価残存率表

耐用年数	減価残存率		耐用年数	減価残存率		耐用年数	減価残存率		耐用年数	減価残存率	
	前年中取得	前年前取得		前年中取得	前年前取得		前年中取得	前年前取得		前年中取得	前年前取得
—	—	—	16年	0.933	0.866	31年	0.964	0.928	46年	0.975	0.951
2年	0.658	0.316	17年	0.936	0.873	32年	0.965	0.931	47年	0.976	0.952
3年	0.732	0.464	18年	0.940	0.880	33年	0.966	0.933	48年	0.976	0.953
4年	0.781	0.562	19年	0.943	0.886	34年	0.967	0.934	49年	0.977	0.954
5年	0.815	0.631	20年	0.945	0.891	35年	0.968	0.936	50年	0.977	0.955
6年	0.840	0.681	21年	0.948	0.896	36年	0.969	0.938	51年	0.978	0.956
7年	0.860	0.720	22年	0.950	0.901	37年	0.970	0.940	52年	0.978	0.957
8年	0.875	0.750	23年	0.952	0.905	38年	0.970	0.941	53年	0.978	0.957
9年	0.887	0.774	24年	0.954	0.908	39年	0.971	0.943	54年	0.979	0.958
10年	0.897	0.794	25年	0.956	0.912	40年	0.972	0.944	55年	0.979	0.959
11年	0.905	0.811	26年	0.957	0.915	41年	0.972	0.945	56年	0.980	0.960
12年	0.912	0.825	27年	0.959	0.918	42年	0.973	0.947	57年	0.980	0.960
13年	0.919	0.838	28年	0.960	0.921	43年	0.974	0.948	58年	0.980	0.961
14年	0.924	0.848	29年	0.962	0.924	44年	0.974	0.949	59年	0.981	0.962
15年	0.929	0.858	30年	0.963	0.926	45年	0.975	0.950	60年	0.981	0.962

### 7. 税額の算出方法

課税標準額（千円未満切捨） × 税率（1.4%） = 税額（百円未満切捨）

- ※課税標準額とは、市内に所在する資産の価格（評価額）の合計です。
- ※償却資産分の税額は、所有する土地や家屋の固定資産税と合わせて通知されます。
- ※課税標準額が 150 万円に満たないものは、免税点未満として償却資産分の固定資産税は課税されません。なお、毎年の申告は、免税点による課税の有無にかかわらず必要です。提出がない場合や内容に疑義が有る場合、税理士等に直接確認することがあります。

## 8. 資産の種類と具体例

資産の種類		主な償却資産
第1種	構築物	舗装路面、門・塀・造園・屋外排水溝等の外構工事等
	建物付属設備	① 建物の所有者が取り付けした特定の生産又は業務の用に供される設備(動力用電気設備、給排水設備等) ② 賃借人がその事業のために取り付けした内装、内部造作、建築設備等※賃借人が償却資産として申告する必要があります。
第2種	機械及び装置	工作機械、木工機械、土木建設機械(標識の分類番号0、00～09、000～099の大型特殊自動車等)、その他各種産業用機械及び装置等
第3種	船舶	ボート、漁船、釣船等
第4種	航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダー等
第5種	車両及び運搬具	大型特殊自動車(標識の分類番号9、90～99、900～999)、台車等 ※自動車税、軽自動車税の課税対象となるものは除きます。
第6種	工具器具及び備品	パソコン、机、椅子、ロッカー、エアコン、レジスター、検査工具等

(注) 資産の種類等により、課税標準額の特例が適用されることがあります。特例の適用については、根拠資料の添付等の必要がある場合があります。詳しくは、ホームページをご覧ください。

## 9. 主な業種別資産と耐用年数

業種	主な償却資産の例示(カッコ内の数字は耐用年数)
事務	事務机(15)、椅子(15)、パソコン(4又は5)、コピー機(5)、応接セット(8)、ロッカー・キャビネット(15)、金庫(20)、エアコン(6)、等
喫茶・飲食店	看板(10)、食卓(5)、椅子(5)、厨房用品(5)、レジスター(5)、冷蔵庫(6)、エアコン(6)、カラオケ(5)、等
理・美容業	理・美容椅子(5)、消毒殺菌器(5)、タオル蒸器(5)、パーマ器(5)、レジスター(5)、サインポール(3)、エアコン(6)、湯沸かし器(6)、等
クリーニング業	洗濯機(13)、脱水機(13)、ドライ機(13)、プレス(13)、給排水設備(15)、レジスター(5)、エアコン(6)、等
小売店	看板(10)、レジスター(5)、陳列ケース(6又は8)、冷蔵ストッカー(4)、冷蔵庫(6)、自動販売機(5)、エアコン(6)、等
食肉鮮魚販売業	陳列ケース(6又は8)、冷凍機(9)、肉切断機(9)、挽肉機(9)、冷蔵庫(6)、電子秤(5)、レジスター(5)、エアコン(6)、等
金属加工業	受・変電設備(15)、旋盤(10)、ボール盤(10)、フライス盤(10)、プレス(10)、圧縮機(10)、測定・検査工具(5)、舗装路面(10又は15)、等
開業医	レントゲン機器(6)、調剤機器(6)、ファイバースコープ(6)、消毒殺菌用機器(4)、手術機器(5)、歯科診察ユニット(7)、等
不動産貸付業	舗装路面(10又は15)、金属造の塀(10)、コンクリート造の塀(15)、等
農業	籾摺機(7)、籾乾燥機(7)、玄米保冷庫(6)、等

【お問い合わせ】 交野市役所 税務室 固定資産税係  
〒576-8501 大阪府交野市私部1丁目1番1号 ☎072-892-0121(代表)